

第三者評価結果の公表事項（児童自立支援施設）

① 第三者評価機関名

株式会社福祉工房

② 評価調査者研修修了番号

SK18018

S2020007

③ 施設の情報

名称：宮城県さわらび学園	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：園長 平間 幹夫	定員（利用人数）：28名（16名）	
所在地：宮城県仙台市太白区旗立2丁目4番1号		
TEL：022—245—0333	ホームページ： https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sawarabi/	
【施設の概要】		
開設年月日 1909年 5月23日		
経営法人・設置主体（法人名等）：宮城県		
職員数	常勤職員： 28名（兼務2名含む）	非常勤職員： 32名
有資格	医師 2名	心理士 2名
職員数	児童自立支援専門員 10名	家庭支援専門相談員 1名
	保育士 3名	管理栄養士 1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	男子寮（広瀬寮：5室／青葉寮：5室）	本館（事務室，分教室等），給食棟，体育館，プール，作業棟，宿泊訓練棟2棟，職員宿舎
	女子寮（すみれ寮：4室）	

④ 理念・基本方針

（運営理念）

- 1 社会において，非行等の問題行動あるいは環境不適應を起こしている児童を家庭に代わり預かり，特別の保護及び教育あるいは心理的・精神医学的な治療などにより一日も早い社会への復帰を目指す。
- 2 児童の心を癒し自立を支援するため，職員と児童が共に学び，共に働き，共に汗して生活を共有するとともに「さわらび学園倫理綱領」に基づき児童の権利擁護に努め，「児童の最善の利益」を追求する。
- 3 児童の自立と健全な社会適應力を高めることに努めるとともに，社会のニーズに応え得る機能を持った施設運営にあたる。

- 4 さわらび学園長（以下、「園長」という。）は、開かれた学園運営に努めなければならない。
（運営の基本方針）
- 1 学園は、児童に安全安心な生活環境を提供し、個々の児童の問題点を把握し、児童と職員がともに生活をしながら、指導・援助を行う。
- 2 学園は、児童の自立のため地域社会、関係機関と連携し支援するとともに、児童と家族との関係の再構築を図るための支援を行う。
- 3 施設は社会資源の1つであるとの認識に立ち、学園の地域開放及び地域交流を積極的に行う。
- 4 学園は、職場内会議、研修会を定例的に開催するほか、外部での各種研修会・学会・研究会等へ積極的に参加し、児童処遇の向上及び職員の資質向上に努める。
- 5 学園は、自ら処遇及び支援の質の点検・評価を行い、常にその向上のための改善に努める。

⑤ 施設の特徴的な取組

本施設は、仙台市の南西部丘陵の住宅地帯に位置し、隣接する救護施設「太白荘」など周辺には宮城大学（食産業学群）をはじめ、仙台市立小・中学校など公立施設が多く立地しています。本施設の沿革は、感化院法に基づき、明治42年に「感化院」として開設されました。昭和39年現在地に移転、平成10年の改築工事を経て、平成21年に100周年を迎えています。平成10年の児童福祉法改正により「教護院」から「児童自立支援施設」と名称変更し、現在に至っています。定員は、時代により変遷（70名・50名）しましたが、現在28名となっています。近年、入所児童は非行型から発達障害等の児童が多数となり、被虐待児童数が過半数を占める状況となっています。従って、児童の社会復帰を目指す本施設の指導・支援活動は、安定した児童集団の構築だけでなく児童の特性に応じた個別支援の充実に重きを置くようになってきました。このように、被虐待児童数等の著しい増加から、本施設においても「児童の権利擁護の推進」を目指していくことが支援の基本となっています。そのため、本施設においては、平成21年に常勤心理職1名を、翌年には家庭支援専門相談員（家族支援担当職員）1名を配置し、更に児童精神科医を兼務させ、全職員28名で日夜対応しています。代表的な取り組みとしては、①「自立支援プログラム」に基づく個別的指導・支援の充実・強化、②逸脱行動等があった場合の「生活指導委員会」による児童への適切な助言、③児童の苦情・相談を丁寧を受け入れる環境づくりと外部の第三者が入る「自立支援向上委員会」の活発な活動などが挙げられます。園長をはじめ全職員が専門性の向上を図りながら、児童が抱える困難な課題と向き合う職務に携わり、本施設の歴史を継承して日夜奮闘しているところです。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年9月29日（契約日） ～ 令和4年3月8日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成30年（2018年）度

⑦ 総評

【特に評価の高い点】

○児童の最善の利益の追求

学園では運営理念において明確に「児童の最善の利益」の追求を掲げ、「さわらび学園倫理綱領」を始め「さわらび学園児童自立支援方針」、「さわらび学園入所児童権利擁護指針」、「児童の最善の利益を確保するための指針」、「さわらび学園入所児童処遇基準」等、児童の最善の利益や権利擁護を追求する姿勢を明記し、これらをもとにした「児童自立支援プログラム」や「さわらび学園管理運営要綱」など実際の運営に関する基準が策定されている。更に、職員による「自己点検シート」、児童からの「ニコニコ相談シート」や園の第三者監視機関である「自立支援向上委員」と児童との定期面談等の具体的取り組みを通して、方針に沿った支援が確実に行われていることが確認されている。

○職員の専門性の向上を求めた教育研修の充実

社会環境の変化や入所児童の状況の変化に伴い、職員に求められるスキルや専門性も変化してきており、これに対応するため職員の専門性の向上等が急務となってきている。この状況に対し、県が主催する従来からの階層別研修等とは別に、園として少年鑑別所職員を招いた事例検討会、弁護士による施設内虐待に関する研修、子ども総合センター職員による発達障害の基礎と対応に関する研修等、外部講師を依頼し専門性の高い知識の習得に積極的に取り組んでいる。

○児童への性教育の充実

社会へ復帰した時に陥りやすい、性に関してのトラブルを防ぐために、性に関する教育が積極的に行われている。年齢別、男女別もしくは男女合同で、外部講師を依頼するなど、昨年度は8回にわたる性教育を行い性に関しての正しい知識を児童に教え、トラブルに巻き込まれないような教育が行われている。あわせて、性のトラブルの引き金ともなるSNS等に関する教育も現在検討されており、具現化することによりさらに効果的となることが期待される。

【特に改善を要する点】

○児童と地域との交流

「さわらび学園児童自立支援方針」に学園の地域開放および地域交流がうたわれ、運動場や体育館の地域への開放が行われている（現在はコロナ感染症の影響により、体育館の開放は中断中）。また、地域の民生委員協議会や、支援学校などの団体への講演活動等が行われているが、児童と地域社会との交流はあまり活発には行われていない。毎月の買物や、理・美容室への外出など限定的な関りにとどまっている。児童の社会へ復帰後の社会生活を営むためにも社会資源の利用等より積極的な交流の検討が期待される。

○設備面の老朽化対応

全体的な設備面での老朽化が進んでおり、児童の生活の場面でも快適な暮らしが営める状態でなくなっている部分が一部発生している。職員も修繕の必要箇所については認識しているが、県における予算上の問題もあり、十分に対応しきれない現状がある。トイレや浴室のドアが閉まりづらい等、児童のプライバシーに関するところでもあり、優先順位を考慮しながら、修繕の工夫を行っていくことが期待される。

○中・長期計画の策定と公表

県の中・長期計画でもある「宮城県社会的養育推進計画」が示されているが、乳児院、児童養護施設が主体であり、児童自立支援施設に関しては触れられていない。学園としては自ら、暫定的な計画を立案し県の主務課への提示を行っているが、現状では公表には至っていない。社会環境が大きく変わってきている中で、乳児院、児童養護施設と同様に児童自立支援施設も計画性をもって変革していく必要があり、県との協議を更に進め、早急の中・長期計画を策定していくことが望まれる。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

これまで学園では、児童の権利を守り、児童の最善の利益の追求に重きを置いて支援をしてまいりました。今回、この点について良い評価をいただきました。これからも、児童の支援に万全を尽くしてまいります。最近、障害特性や過去に虐待を受けた経験を持つ児童など集団指導になじめない、個人の特性に応じた個別指導を必要とする児童が増えています。職員に求められるスキルや専門性も変化してきていますので、引き続き、職員の専門性の向上に努めてまいります。

一方、改善を要する点につきましては、学園だけでは解決できない部分もありますので、関係機関と情報を交換し、連携しながら改善に向けた取り組みを行ってまいります。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階（一部 a・c, a・b の二段階を含む））に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念, 基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念, 基本方針を明文化し, 周知を図っている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>理念, 基本方針は事業概要や運営要綱に明記され, 児童の社会への復帰, 児童の権利擁護及び児童の最善の利益の追求, 開かれた学園運営が掲げられ, それらの実践の為の基本方針が掲げられている。職員に対してはこれらの資料を含め「さわらび学園自立支援方針」や規定類などを一冊のファイルとして配布し, 職員会議等での読み合わせや確認が行われている。また, 新任, 転任時にも説明が行われ, 全ての職員に対しての周知が図られている。保護者や児童に対しては, 理念・基本方針をもとにした「学園生活のしおり」が分かりやすい平易な文書で作成され, 入所時に説明されている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>宮城県及び県内の児童相談所, 全国児童自立支援施設協議会等との会議や研修会に参加し, 全体の社会福祉環境や地区における要保護児童に関する情報を得ている。また, 園では警察署, 家庭裁判所, 少年鑑別所なども含めた関係機関がネットワーク化され必要な都度打ち合わせも行われ情報を得ている。得られた情報は園内の職員会議で適宜伝達され, 職員との共有が行われている。新型コロナウイルスの影響もあり, 対面での会議は減少しているが, WEB 会議等を実施し情報が途切れないような取り組みが行われている。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関との会議等からの情報を基に、今後の園としての取り組みの方向性や当面の取り組みを確認し、職員との協議が行われている。また、園内の支援体制に関しての課題を確認し県の主務課との協議、職員会議等を通して、職員との情報共有及び解決に向けた検討が行われている。園における取り組みに関しては第三者監視機関でもある自立支援向上委員への報告が行われている。最近の入所児童の傾向から、職員の専門性の向上が急務となっており、これに対応するために、職員の専門的教育研修を従来より更に重点的に対応する取り組みが行われている。また、施設の老朽化に伴い、設備面での課題も多く見られているが、予算の関係もあり、こちらに関してはやや改善が十分には実施できない状態となっている。今後も継続的に県との協議を行い設備面での解消に向けた取り組みを行っていくことも期待される。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和2年～令和11年に渡る「宮城県社会的養育推進計画」が県として策定されているが、乳児院、児童養護施設が主体であり児童自立支援施設は含まれていない。園としてはこれらを参考として、園の中・長期の計画を考慮しているが、県の方針が定まっていない中で、園として具体的な中・長期にわたる計画が策定できない状態となっている。社会環境の変化とともに、支援体制の変革も求められてきており、早急に立案していくことが求められている。県への働きかけを今後も継続的に行い、園としての課題を含め、早期に中・長期の計画を立案し、職員や関係機関に提示し、具体的な取り組みに結び付けていくことが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公式な中・長期計画に関しては未完成であるが、園として検討している中・長期的方向性及び県の「社会的養育推進計画」などを参考に、年度の事業計画として「さわらび学園児童自立支援方針」を策定、年度の基本取り組み方針及び重点事項を明記している。これをもとに、具体的支援の取り組み予定や研修などの計画が立てられている。「さわらび学園児童自立支援方針」は基本的な方針や重点項目を述べているが、支援の内容や、研修計画などより具体的な取り組みに関しても、職員に理解を促すためにも事業計画として明記していくことが望まれる。</p>		

I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前年度の事業結果をもとに、園長及び管理職により「さわらび学園児童自立支援方針」が立案され、これを基に各項目に対して職員が具体的取り組みを計画している。計画は期末から翌年度の期初にかけ作成され、関係する部門に伝達が行われている。年度の事業計画としては、「さわらび学園児童自立支援方針」のみとなっており、前述のように各項目に関しての取り組みを含めた年度の事業計画としていくことが望まれる。また、事業計画として策定されたものは、職員への理解を促すためにも各職員へ配布説明が行われることが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年度の園長の取り組み方針等に関しては、広報誌「太白山」に記載し、保護者への配布が行われ、園での年間の行事等に関しては年間行事予定表が作成され、各寮での掲示が行われている。年度の「さわらび学園児童自立支援方針」に関しては直接の説明は行われていない。各寮における取り組みを事業計画として加え、園での重点事項と合わせ、児童にも分かりやすくグループワークなどを利用し説明していくことが望まれる。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の質の向上に関しては「さわらび学園児童自立支援方針」の重点項目に掲げられ、積極的な取り組みが行われている。定められた3年に一度の第三者評価及び間の自己評価、園独自の取り組みとしての「自己点検シート」等による支援における課題を確認し、また、児童からの「ニコニコ相談シート」等による児童からの課題提議の活用により、児童サイドからの課題の確認が行われ、全体に指導班長を中心として職員会議で分析、検討が加えられ、個々の児童の支援会議や職員研修への反映、分教室との定例生活指導委員会等で改善への話し合いが行われている。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「自己点検シート」や「ニコニコ相談シート」、グループワーク等を通じて得られた情報は、職員会議で情報の共有が行われると同時に、分析及び課題解決に向けた話し合いが行われている。また、毎年2回、園の監視機関でもある自立支援向上委員による児童との面談が行われており、課題の明確化に努めている。反面、今回の児童からのアンケートやヒアリングからは設備面や食事、処遇などのいくつかの課題も出てきており、更に、課題抽出の方法などの検討を加えていくことや、改善計画などは事業計画に織り込み、全体で確認、把握できるようにしていくことも期待される。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が中心となり年度の「さわらび学園児童自立支援方針」を策定し、期初の職員会議等で職員に配布表明し、これをもとに各部門での取り組みが組まれている。また、園長は園の広報誌「太白山」に年度における取り組みや方針を記載し、関係する機関等への配布を行っている。園長の責任や権限は「職務分掌」に記載され、職員への配布説明も行われ、同時に園長不在時などの代行も明確にしている。更に園長は毎年全職員との個別面談を行い、園の方針についての理解を深める取り組みも行われている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は国立武蔵野学院での研修会や、全国児童自立支援施設協議会の主催する会議等への参加を通じて、コンプライアンスに関する研修を受講、園内で職員への伝達研修を行っている。また、宮城県のシステムでもある「こころの身だしなみ」を通じて、日常の業務において、自らの法令遵守が行われているかを確認している。</p>		

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は定期的に行われる支援会議に毎回出席し、児童の支援についての課題を確認し、分教室との合同で開催される定例生活指導委員会などで児童の状況に応じた支援・指導をしている。また、児童からの「ニコニコ相談シート」を基に児童との面談を行い、支援の課題を把握し、必要な対策を指示している。また、児童の状況の変化に対応し、職員の専門知識の習得の必要性から、これに対応するための研修に注力する取り組みを行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は毎年の「育成面談」及び人事評価面談と合わせて年三回の職員の個別面談を行い、施設内における支援や施設運営に関する課題を把握、また、職員個々の課題に関するアドバイスや指導を行っている。面談や支援会議などで把握された課題は、定例生活指導委員会で改善のための取り組みが話し合われ、具体的な対応が施されている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所する児童の状況に応じて、必要な人員や専門職の必要性を考慮し、また、現在の職員の希望などを考慮し毎年県への人員体制に関する答申が行われている。専門的知識の必要性が増しており、職員の専門分野に関する研修の実施や資格取得の奨励が行われ、同時に専門職の配置を県に強く依頼している。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価は県の制度に基づき行われており、園としても職員の自己評価を基に、職員との個別面談、上司による評価、結果のフィードバックが適切に行われている。園としての職員のあるべき姿として、「さわらび学園倫理綱領」や「児童の最善の利益を確保するための指針」等を基に示している。「さわらび学園倫理綱領」に関しては毎月の職員会議において読み合わせを行い、周知徹底が図られている。人事評価時の個別面談に加え、毎年育成面談が行われ、職員の意向や目標に関する話し合いが行われ、園長からのアドバイスや指示が適宜行われている。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・㉡・㉢
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況は事務部門において管理され、適宜、園長への報告が行われている。また、福利厚生に関しては県の福利厚生制度が適用され、冠婚葬祭時などの助成が受けられる体制となっている。また、メンタル面を含め職員の健康管理も県の仕組みの中で実施されている。職員の家庭の状況によってはシフトの調整など柔軟な対応が取られている。有給休暇の取得に関しては、極力取得するような声掛けは行われているが、夜勤に伴うシフト勤務もあり、結果的に消化できないケースも見られる。更に、消化できないケースを極力減らすような管理をしていくことも期待される。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・㉡・㉢
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園倫理綱領」等を基に、園の職員としてのあるべき職員像が示されている。毎年実施される「育成面談」の際に職員より年度及び将来に対する目標が提出され、これに対して園長からアドバイスなどが行われている。また、途中経過に関しては人事評価における面談を利用し、確認が行われている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	㉠・㉡・㉢
<p><コメント></p> <p>年度の「さわらび学園児童自立支援方針」に職員の専門性の向上がうたわれ、職員個々の専門的知識を高める研修計画が策定され実施されている。園内には研修係が選任され、園内における研修計画の立案と推進が行われている。新任職員はじめ経験別による階層別研修は、県の仕組みの中で実施されている。必要とされる研修などの実施計画に関しては、具体的に事業計画の中に含め明示していくことが期待される。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	㉠・㉡・㉢
<p><コメント></p> <p>各職員の研修受講実績は記録され、必要とされる研修の漏れがないように取り組まれている。また、各職員のスキルや知識に関しては、班長などにより把握され、必要とされる指導が行われている。外部研修に関しても必要とされる職員の受講が計画され、また、合わせて希望する職員に対しても、シフトなどの調整のうえ、可能な限りの受講が出来るように取り組まれている。</p>		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受入れマニュアルが作成され、実習係が組織され、指導者研修を受けた職員による実習指導が行われ、毎年定期的に大学生等の多数の受け入れが行われている。マニュアルには実習にあたっての事前の注意事項や、指導にあたってのポイントなどが示されている。「実習生受入れは、次世代の福祉人材育成のため、地域の福祉施設の責務」との認識は確認されているが、更に職員や保護者にも理解を促すため、マニュアル等に目的や意義を明記しておくことも期待される。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使用し、園での取り組みや理念、基本方針等が明示されており、毎年の第三者評価や自己評価が公開されている。また、広報誌「太白山」を季節毎に作成し、関係する機関や保護者への配布が行われている。受け付けられた苦情に関しても、可能なものについては公表を行うこととしている。更に、広報誌に関して現在は地域の自治会などへの配布は行われていないが、地域との連携を目指すためにも、必要とされる地域への配布を行っていくことも期待される。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の運営は、県の規定に基づき行われ、財務面においては県の財務会計諸規定に基づき行われ、毎年県からの財務、業務に関する監査が行われている。更に、年二回、園の第三者監視機関である自立支援向上委員および児童相談所の職員による児童との面談等が行われ、園における運営の透明性が確保されている。</p>		

II-4 地域との交流, 地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園児童自立支援方針」には学園の地域開放および積極的な地域交流がうたわれており、園の運動場や体育館の貸し出しが行われている。(現在は新型コロナウイルスの影響もあり、体育館の貸し出しは行われていない) 園におけるイベントには地区の町内会長などへの声掛けを行い、参加をいただいている。また、児童は毎月職員同伴で地域の商店への買物や理美容に出かけている。更に、毎年地域の神社への清掃活動などの取り組みが行われているが、地域と児童との交流は必ずしも活発とは言えない状況にある。児童たちのプライバシーを確保しつつ地域との交流を広げるために、どのような活動が行えるか、さらに検討していくことが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルスの影響以前は、学習支援や演奏会、調理等のボランティアが定期的に来園していたが、現在は中国料理調理師会の出前支援のみとなっている。園での調理は行わず、調理された料理を提供していただき、児童と調理師たちとの会話が行われている。従来よりボランティアの受入れマニュアルが策定され、窓口が設置されボランティア受入れにあたって来園者への注意などが行われている。ボランティアを通じた地域との交流など、ボランティア受入れにあたっての目的などもマニュアルに明記し職員や保護者に理解を促していくことも期待される。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園児童自立支援方針」に「関係機関との連携強化が記載され、支援の充実を図るため児童相談所、警察署、家庭裁判所、少年鑑別所、原籍校、市町村要保護児童地域対策協議会、医療機関等との連携強化、ネットワーク化がうたわれており、園長による児童相談所との二か月に一回の児童相談所所長会議への参加、原籍校を交えた定期的な支援会議の開催等関係機関との具体的な連携が行われている。更に、児童が地域に復帰した際には児童の状況に応じたアフターフォローを行っている。また、定期的な支援会議以外でも、必要に応じて連携が取れる体制が作られている。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所や原籍校等との協議から地域における福祉状況などの情報を得ているが、更に、地域の町内会や民生委員(主任児童委員)などとの日常的関りを通じて、より積極的にニーズを把握する取り組みが望まれる。民生委員協議会や他の団体からの依頼による講演を行っており、これらの機会や関係から地域の情報を得る取り組み等、今後検討していくことが期待される。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の民生委員協議会や支援学校その他の団体から児童の養育支援に関しての講演依頼に基づき、園から職員を派遣し年間10回以上の講演が行われるなど、地域への公益活動が行われている。また、地域の高校生の課題研究への協力などにも取り組んでいるが、申し入れに伴う活動となっており、より能動的な活動を行うことや、これらの活動を通して、地域との連携をさらに深める取り組みを行っていくことが期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の運営理念、運営方針には児童の権利擁護が示され、児童の最善の利益を確保するための指針が策定され、「さわらび学園倫理綱領」とともに児童を尊重する姿勢が規定や指針の中で明確に貫かれている。職員は毎月の職員会議で「さわらび学園倫理綱領」の読み合わせや、「自己点検シート」を実施している。また、自立支援向上委員による児童との面談が行われ、適切な支援が行われているかの確認が日常より行われている。支援上の課題に関しても定例生活指導委員会での検討が行われ、「児童自立支援プログラム」や児童自立支援計画への反映が行われている。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園入所児童処遇基準」、「さわらび学園入所児童権利擁護指針」が策定され、児童を尊重する姿勢が示され、これをもとに児童の支援プログラムなどが策定されている。グループワークや児童からのアンケート、自立支援向上委員との面談等児童の意見を傾聴する場も設けられている。設備的な面においては老朽化や予算の都合上、やや児童のプライバシーが犠牲になっている面も見られる。各種規定に児童のプライバシー保護の姿勢は確保されているが、職員に対し、より明確にプライバシー保護の理解を促すためにも、プライバシー保護に関するマニュアルや指針を策定していくことも望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の入所にあたっては、主に「学園生活のしおり」を使用して説明が行われている。「学園生活のしおり」は園の、理念や基本方針を含め、学園内での生活や決まりを児童が理解しやすい形で表現し、ルビをふり、大きな文字で作成されている。また、園のパンフレットとして学園の要覧が作成されており、園での活動内容や日課、園内のレイアウト等が記載され、主に児童相談所に配布され、必要に応じて保護者などへの説明に使われている。希望者には事前見学も行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所にあたっての説明、同意は児童相談所で行っており、園でも「学園生活のしおり」を使用し保護者及び児童への説明を行い、確認書ももらっている。理解の難しい児童に対しても分かりやすくゆっくりと説明が行われている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所にあたっては家族支援担当職員が在園時から継続して支援にあたり、要保護児童対策協議会等地域の関係機関との連携を行い必要な情報提供や支援を行っている。また、児童の地域での定着の為、原則としておおむね1年間、場合によっては数年間の支援を行い、必要に応じてショートステイや通所での対応も行っている。他の施設への移行時には児童相談所と連携し入所時での記録を児童相談所の様式に従い記入し提供している。これらを明確とするために、「退園生事後指導計画票」や「退所児童自立定着支援短期利用事業実施要綱」などが策定されている。</p>		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎週、寮ごとにグループワークが行われ、児童の生活に関しての不具合や希望などの聞き取りが行われている。また、「ニコニコ相談シート」を用いて児童は苦情や要望、相談等を常時出せるようになってきている。年二回、自立支援向上委員と直接面談する機会が設けられ、児童の要望により臨時での面談も可能となっている。これらによる情報は支援会議や定例生活指導委員会で話し合われ必要な対策が行われている。これらにより、児童の要望はある程度聞き取られているが、今回の児童からのアンケートやヒアリングからは、一部意見が十分に聞き取られていないと思われる面も伺え、今後、第三者を通じて定期的なアンケートの実施など、更に児童の満足度を聞き取る仕組みの検討を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制を確保している		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園苦情等解決処理要領」が策定され、苦情処理に対する対応体制が明確化されている。児童には「学園生活のしおり」に要望等がある場合、「要望等受付票」（ニコニコ相談シート）に記載し各寮の玄関においてあるポストに入れることや自立支援向上委員への申し入れ、外部への連絡先も明記し児童や保護者への説明が行われている。更に、定期的に児童相談所の職員と児童との面接が行われており、この際にも児童からの要望等が聞き取られている。受け付けた意見に対して、支援会議や定例生活指導委員会での検討が行われ対応が取られている。「ニコニコ相談シート」は毎年数十件よせられているものの、児童からは職員との関係から出しづらいついとの意見もあり、更に検討を加えていくことも期待される。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童には「学園生活のしおり」が入所の際に配布説明されており、この中に職員以外の外部の人に話が出来ることが分かりやすく記載されており、各地の児童相談所や県の担当部門の連絡先及び電話番号が記載されている。電話をしたいときには、職員に申し入れれば園長室を使用し職員の同伴なしに電話をすることとなっている。また、自立支援向上委員との面談が定期的に行われ、この際にも要望を伝えることが出来ることを明記している。更に、寮内に外部の連絡先などを記載した資料を掲示するなど相談し易い対応も期待される。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園苦情等解決処理要領」が策定されており、児童からの意見や要望、苦情への対応が明記されている。児童は「ニコニコ相談シート」や「いじめアンケート」を記入し、各寮の玄関などに設置してあるポストへの投函を行い、受けた要望等は園長等との面談が行われ、支援会議や定例生活指導委員会で対応の協議がされている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園安全管理実施要領」および「ドキドキ・あんしんマニュアル」が策定され、インシデントでの対応や事故発生時の対応が明記されている。インシデント発生時には統一された様式を使用し発生時の状況や要因が報告され、定例指導委員会や職員会議などでの再発防止策などに関する検討が行われ、対策に関しては全職員への情報の提供が行われている。事故発生に関しては、状況によりその場での対応が行われ、必要に応じて県や警察などへの報告が行われている。更に、事故の予防と発生時の対応を明確とするためにも「さわらび学園安全管理実施要領」および「ドキドキ・あんしんマニュアル」は一体とし策定しておくことも期待される。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが策定され、保健係及び看護師による職員への研修が行われている。また、児童へも保健係から感染症に関して説明が行われ、適切な予防法の指導が行われている。新型コロナウイルス感染症についても昨年に対策マニュアルが策定され、手洗いやうがい、マスクの着用、換気、共用部の消毒が実施されている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>災害時の対応としては、県の規定が策定されており、これに基づく対応が行われることとなっている。園においては防火管理体制が作られ、毎月の避難訓練が行われている。職員の連絡網の整備や、連絡訓練、食料等の備蓄も3日分確保されている。寮に災害の被害が及ぶときには、状況に応じて一時避難として体育館の使用や、児童相談所の一時保護などの活用が検討されている。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法を文書化し、支援を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童自立支援プログラム」に基づき「自立支援計画票」が策定され、具体的支援が実施されている。支援方針及び支援プログラムは児童の権利擁護の考えを基に作成され、児童の最善の利益を目指したものとなっている。支援の状況に関しては支援会議や定例生活指導委員会で確認され、必要に応じて見直しが行われている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園児童自立支援方針」は毎年、「児童自立支援プログラム」も必要な部分については定期的に定例生活指導会議での検討見直しが行われている。また、今年度は全体的に運営要綱を始め関連する規定などの見直しが行われている。見直しにあたっては児童や保護者、職員、関係機関及び社会状況の変化を参考としている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の心身の状況や生活環境を基に児童相談所で支援計画が作成され、園への入所にあたって、再度、園で「児童自立支援プログラム」に基づき支援会議を行い「自立支援計画票」が策定されている。策定にあたっては班長が責任者となり、担当職員、児童相談所、原籍校が参加し、行われている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「自立支援計画票」は3～4ヶ月ごとに支援会議により見直しが行われている。見直しにあたっては児童相談所、原籍校、更に必要に応じて他機関職員も加えて検討されている。また、緊急時には生活指導委員会で話し合いが行われ、必要な見直しが行われている。</p>		

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童記録簿作成要領」が作られ、これに基づく支援の記録が行われている。児童の入所時から退所の事後に至るまでの各種記録に関する要領が記載され、統一した様式による記載が指定されている。記録はPCを使用し入力され、入力の内容は園内のネットワークで共有され、必要な見直しが行われている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>記録の保管に関しては「宮城県保健福祉部個人記録ファイル管理要領」に基づく管理が行われており、これに基づき記録のセキュリティも確保されている。紙ベースの記録は各個人ごとにファイルされ事務所の鍵付きロッカーに保管され、支援終了後は規定に基づき、10年もしくは対象者が25歳になるまでの保管が別の倉庫で行われている。更に、職員には県の個人情報保護条例に基づく指導が行われている。</p>		

内容評価基準（27 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護，最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組を徹底している。	①・・・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園児童自立支援方針」，「さわらび学園倫理綱領」，「さわらび学園入所児童権利擁護指針」，「児童の最善の利益を確保するための指針」等児童の権利擁護に関する規定類は整備され，職員に対しても毎月，職員会議で「さわらび学園倫理綱領」の読み合わせを行う等，方針の徹底が行われている。実際の支援でも児童からの「ニコニコ相談シート」や自立支援向上委員や児童相談所職員による児童との定期的面談等，児童の権利が擁護されているかの確認が行われている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は，その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園入所児童処遇基準」が策定され，児童の私的権利の制限，個別指導，児童への懲戒が規定されこれに基づき児童の行動制限が行われている。行使にあたっての留意点や禁止事項，濫用の制限などが明記されている。児童の行動制限を行う場合は，児童に対する説明，保護者への報告，自立支援向上委員への報告を行うこととしている。また，行動制限に関しては臨時に生活指導委員会を開催し児童の処遇に関しての検討が行われている。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し，権利について正しく理解できるよう，わかりやすく説明している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に児童に配布する「学園生活のしおり」に子どもの権利，「子どもの守る約束」が分かりやすく記載，説明され自他の権利についての理解を促している。また，必要に応じて「いじめアンケート」やグループワークが行われ，いじめが発生した時の指導が行われている。更に，弁護士による児童及び職員への権利擁護に関する講習なども定期的に行われ，児童だけでなく職員に対しても，子どもの権利擁護に関して理解を深める取り組みが行われている。</p>		

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「さわらび学園倫理綱領」, 「さわらび学園入所児童権利擁護指針」に懲戒権限の濫用禁止が明記されており, 職員は定期的に「自己点検シート」を使用し, 自覚せずに行っている不適切なかかわりを含め自らの支援を確認している。また, 園の第三者監視機関である自立支援向上委員による年2回の児童との面談や毎月の児童相談所の職員と児童との面談, 更に, 児童からの「ニコニコ相談シート」や「いじめアンケート」等により, 不適切なかかわりを確認する仕組みが作られている。不適切なかかわりが発生した場合は定例生活指導委員会等で確認し, 「被措置児童等虐待対応の流れ」に従い対応, 疑いを含め県への報告が行われる対応が取られている。</p>		

A-1-(3) 子どもの主体性, 自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え, 営むことができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所している児童により子ども会が作られ季節の行事の企画, DVD鑑賞会の準備等を児童主体で行っている。また, 各寮においてもグループワークによる話し合いが行われ, 寮における掃除の順番などのルールを決めている。進学などの進路に関しても, 職員のアドバイスを受けながら, 主体的に考え決定している。「自立支援計画票」を基に日常の触れ合いの中から生活指導を行い, 「児童自立支援効果票」を基に正しい社会生活が送れているかを自己評価し, 自らのレベルを確認し自らは正していく努力を行うよう指導をしている。</p>		

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に児童の心身の状態を基に「自立支援計画票」を策定し, これをもとに日常の生活指導を行い, 定期的に支援会議で「児童自立支援効果票」等を参考に児童の進捗状況を確認し, 退所に向けた判断を行い原籍校や児童相談所と確認の上, 退所への準備が行われている。家族や社会への適応の為, 一時帰省や, 親子関係再構築及び家族支援を含めゲストハウスで親子宿泊訓練が行われている。</p>		

A⑦	A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所にあたっては事前に「退園生事後指導計画票」が策定され、退所前より関わっていた家族支援担当職員が退所後も担当し家庭訪問、就労、就学、生活指導等が行われている。また、地域の児童相談所、原籍校、要保護児童対策協議会等関係機関による支援も行われ、必要に応じて園へのショートステイやデイサービスも行われている。事後指導はおおむね1年となっているが、状況に応じて柔軟な対応が行われている。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童自立支援プログラム」の規定に基づき「自立支援計画票」を策定しそれぞれに適した支援を行っている。児童と職員との信頼関係を築くため、寮での一緒に生活や、スポーツを通じた交流、学習支援、進路相談等、児童の気持ちに寄り添った支援を行いながら、信頼関係を築いている。児童に対しては入所時に「学園生活のしおり」を使い、自分の権利とともに他人の権利の尊重を説明し、そのための集団生活でのルールを指導し、寮内での集団生活やイベントなどを通して他の人との協調などを学んでいる。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には「学園生活のしおり」を使用し、子どもの権利と同時に「子どもの守る約束」を分かりやすく説明し、守らない場合の注意なども同時に説明している。また、野球などのスポーツや寮での集団生活を通して他人との協調性を学ぶ活動を行い、地域での清掃活動や買物を通して地域社会との関係を持つ取り組みが行われている。新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、児童と地域社会との交流についてはやや限定的になっている面が伺える。児童の社会適応力を醸成するためにも、児童と地域社会との交流をより積極的に行うための検討を行っていくことが期待される。</p>		

A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>生活指導委員会で児童の加害行為に対してどのように指導していくかの議論が行われ、指導計画が立てられる。これに基づき担当職員が児童との個別支援の中で過去を振り返り「説明責任、謝罪、再発防止」をもとにした指導が行われている。個別支援でどのように自らが変化してきたか「児童自立支援効果票」を使い自覚してもらい、職員も単にマイナス面の指摘だけでなくプラス面での評価も積極的に行うなど、児童が自己肯定感を持てるような取り組みが行われている。反面、職員は無意識のうちに、プラス面の評価と同時にマイナス面も付け加えたり、やや強い指導的な言葉となっている面も伺えた。特に専門的指導が必要と思われるところでもあり、更に検討していくことが期待される。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>管理栄養士が配置され、アンケートをもとにしながら、定期的に園長や職員、管理栄養士等による給食会議が開かれ、メニューが作られている。児童の誕生月には、児童の希望によるメニューが提供され、月二回は寮での調理実習が行われている。また、2ヶ月に一度は、食材の買い出しを行い調理するなどの実習が行われている。園の畑で自分たちが育てたものを調理に使用するなど、食育係による食育に関しての勉強が同時に行われている。食事の配膳や下膳、食器洗いは寮ごとの順番で行われている。食堂にはオーブントースターや電子レンジが配置され、パンなどは自分たちで焼いて温かい状態で食べられるように取り組まれ、牛乳なども温めて飲めるようになっている。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>天井の高い明るい食堂で食事が提供され、季節によってクリスマスや、ひな祭りなどの飾りつけが行われ、明るい雰囲気ですべての児童ができるように工夫されている。児童の誕生月以外でも季節による行事食や食後のデザートなども提供されている。保温・保冷庫が設置されており、それぞれに適した温かさで食べられるような取り組みも行われている。変化に富んだ食の提供が行われ残食が無いように指導がされており、児童の体調のすぐれない時にはお粥の提供やアレルギーのある児童には別途アレルギー食の提供が行われている。児童からは一部、食事の量や、温かさ、残した場合の指導等に関する意見も出ており、これらの面に関する検討を加えていくことが期待される。</p>		

A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑬	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類は季節ごとに体に合わせ園より提供されている。通学はジャージを着用、普段着は必要に応じて職員や保護者が同伴して児童の好みを尊重し購入している。衣服の修繕は職員が行なったり、職員の指導で児童が行っている。衣類の洗濯は各寮に洗濯機が複数設置され、児童が自分たちで行い、常に清潔が保たれるようになっている。</p>		
A⑭	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>児童の部屋とは別に全員がくつろげる広い居間が作られ、大型TVやDVD、本が置かれており、寄付された図書カードなどを利用して本を買い足したり、図書館で借りてくるなど各児童がそれぞれ楽しめるようになっている。児童の部屋は現状では2人部屋が主となっているが、必要に応じて個室での対応もできるようになっている。入浴は寮の浴室で毎日使用できるようになっている。反面、各寮とも老朽化が進んでおり、玄関や浴室、トイレの扉やソファなどに傷みが見られた。予算の都合もあるが、計画的に修繕に努めていくことが望まれる。</p>		
A⑮	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>従来、男子は野球、女子はバドミントンを行い、他の施設やボランティアの方々との試合を楽しんでいたが、現在は新型コロナウイルスの影響もあり、外部との試合は行うことが出来ていない。現在は女子も野球チームに参加し、職員との試合を主に行っている。従来より園ではスポーツを通して他者との一体感やルールの大切さを学ぶ機会としており、コロナ感染症の中でも、工夫を凝らし継続して行っている。</p>		

A-2-(4) 健康管理		
A⑯	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>隣接する医療機関の医師が園の嘱託医となっており、毎月の定期受診が行われている。園には看護師もおり日常の児童の健康の管理が行われている。また、兼務ではあるが、児童精神科の医師による児童の診察が毎月行われている。感染症に関するマニュアルは策定され、児童を含め必要な研修が行われている。今回の新型コロナウイルス感染症の対策は別途マニュアルが作成され、感染予防の対策がとられている。児童への服薬に関しては、事務所に鍵のかかる薬品庫に保管し、職員の二重の確認を行っている。与薬の際は確認簿に記載し、漏れの無いように確認している。更に服薬に関するマニュアルなどの策定も期待される。</p>		
A⑰	A-2-(4)-② 身体健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>日常の児童の健康状態は担当職員が確認し、異常が感じられる場合は、看護師等に報告し、必要に応じて医療機関への通院が行われている。児童の整容は、地域の理・美容院へ職員同伴で訪問し、常に清潔な整容が行われている。寮における危険箇所は、寮内に掲示し、児童への注意が行われている。</p>		

A-2-(5) 性に関する教育		
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>正しい性知識を教えることにより、性加害、性被害を未然に防止することを目的とし、園では性教育を積極的に行っている。性教育は学年別、男女別もしくは合同で、外部講師もしくは職員により行われている。昨年度は8回におよぶ教育が行われ、児童たちが社会復帰後、性被害に合わないよう積極的な指導が行われている。</p>		

A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などがないよう徹底している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時の「学園生活のしおり」で児童間のけんかやいじめに関して禁止を伝え、いじめに対する「いじめアンケート」、グループワークにより、日常的にいじめの予防に努めている。また、グループワークでは自分の気持ちをコントロールできるようにアンガーマネジメント研修を心理士が外部講師とともに実施しており、対人関係問題の発生を低減させている。更に、発生した場合は、臨時に生活指導委員会で児童の処遇に対する検討が行われている。</p>		

A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の行動上の問題が発生した場合に備えたマニュアル（緊急対応マニュアル，無断外出マニュアル，暴力行為対応マニュアル）が策定され，これに基づいた対応が行われている。実際の問題行動に対しては，警察，児童相談所等の関係機関と連携した対応が取られ，生活指導委員会や安全部会を招集し，検討が行われている。</p>		

A-2-(7) 心理的ケア		
A㉑	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園の心理士と児童精神科の兼務医師が連携して，必要とされる児童の心理プログラムを策定し，担当職員へのフィードバックを行っている。担当職員は心理に関する研修を受け，専門性の向上に努めている。また，職員は必要に応じて心理士の指導を受けながら児童の心理的ケアを行っている。</p>		

A-2-(8) 学校教育，学習支援等		
A㉒	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>分教室が併設されており，児童は日常分教室へ通学している。園は分教室と定期的に合同職員会議や定例生活指導委員会を開催しており，児童の状況についての情報の共有が行われている。学習計画や学習支援に関しては園と分教室が連携し，分教室が中心となり行っている。児童の家庭復帰に関しては原籍校も交えた打ち合わせを行い，復帰後も園からの情報提供や支援を行っている。</p>		
A㉓	A-2-(8)-② 学習環境を整備し，個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童が必要とする辞書や参考書類などは揃えられており，自習時間が設定され，職員による学習支援が行われている。従来はボランティアで大学生による学習支援が行われていたが，昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響もあり，現在は中断している。児童の学力に対応した指導は分教室が中心となり，園が支援する形で実施されている。高校受験を控えた個室での生活とするなど静かに勉強できる環境の提供が行われている。園では就業に結びつく資格として漢字検定などの資格取得が進められているが，今後の社会への復帰を考慮した場合，SNS等の使用に関し社会でのトラブルに巻き込まれないように指導していくことも期待される。</p>		

A⑳	A-2-(8)-③ 作業支援，職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>園での中学卒業後の進路は大半が高校への進学であり，就職する児童はほとんどいない。ソーシャルスキルの訓練の為，近隣の救護施設や障害者通所施設へ職場体験に行く程度となっている。作業実習として園の畑での野菜作りや近隣の神社の清掃活動などを通して仲間との一体感を学んでもらう取り組みも行われている。更に，職場体験などを通して，地域と児童たちとの交流に結び付けるためにも，より積極的な取り組みが期待される。</p>		
A㉑	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉒・b・c
<p><コメント></p> <p>支援会議では児童や保護者の意見を参考に「児童自立支援プログラム」を策定し，指導にあたっている。進路に関しては基本的に児童や保護者の意見を尊重しているが，児童の状況が合致しないケースもあり，十分な説明の上，再考を促すこともある。進路の決定に関しては必要な情報提供と支援を行っているが，受験など進学に伴う学習プログラムに関しては分教室が担当し，園との連携が行われている。</p>		

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉒	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため，家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園の「児童自立支援プログラム」には退所にあたって家族への支援が明記され，家族支援担当職員が担当し，一時帰省や，親子関係再構築の為のゲストハウスの使用が行われ，退所後も事後支援プログラムに基づき，原籍校や地区の関係機関への情報提供と支援，退所後の定着のためのショートステイや通所での園の利用も行われている。また，必要に応じて家族からの相談に応じるなど，家庭復帰への支援が積極的に行われている。</p>		

A-2-(10) 通所による支援		
A㉓	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	a・b・-
<p><コメント></p> <p>対象外</p>		